

**第二條** 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
第七十二条の五第一項第二号中「職業訓練法人並びに」を「職業訓練法人」に改め、「都道府県職業能力開発協会」の下に「並びに労働者協同組合（労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第九十四条の三第二号に規定する特定労働者協同組合に限る。）」を加える。  
（租税特別措置法の一部改正）

**第三條** 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第四十一条の十二の二第一項中「除く。」の下に「、労働者協同組合」を加える。  
第四十二条の三の二第一項の表の第二号の第一欄中「及び一般財団法人」を「、一般財団法人及び労働者協同組合」に改める。  
（所得税法の一部改正）

**第四條** 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。  
第七十七条第一項及び第二百二十五条第一項第十一号中「除く。」の下に「、労働者協同組合」を加える。  
（法人税法の一部改正）

**第五條** 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。  
第三十七条第四項中「及び一般財団法人」を「、一般財団法人及び労働者協同組合」に改める。  
第六十六条第一項中「及び一般財団法人」を「、一般財団法人及び労働者協同組合」に改め、同条第二項中「のうちに」を「若しくは一般社団法人等のうちに」に改め、「一般社団法人等」を削る。  
別表第二に次のように加える。

労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第九十四条の三第二号（認定の基準）に規定する特定労働者協同組合に限る。

労働者協同組合法

別表第三労働者協同組合連合会の項中「（令和二年法律第七十八号）」を削る。

**附則**

**第一條** この法律は、労働者協同組合法の施行の日から施行する。ただし、第四条中所得税法第七十七条第一項及び第二百二十五条第一項第十一号の改正規定（第七十七条第一項に係る部分に限る。）は、令和五年十月一日から施行する。  
（名称の使用制限に関する経過措置）

**第二條** この法律の施行の際現にその名称中に特定労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、第一条の規定による改正後の労働者協同組合法第九十四条の七の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**第三條** 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。  
第二百七十三条のうち労働者協同組合法第三十五条第四号の改正規定中「第三十五条第四号」の下に「及び第九十四条の四第一号八」を加える。  
第二百七十三条に次のように加える。  
第二百三十二条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

総務大臣 金子 恭之  
財務大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
内閣総理大臣 岸田 文雄

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

**法律第七十二号**

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二項中「十年を」を「二十年を」に、「十年経過日」を「二十年経過日」に改める。  
第二十二条第二項中「十六年」を「二十六年」に、「十五年」を「二十五年」に改める。  
第五十九条第五項中「十六年」を「二十六年」に改める。  
第六十条第一項第三号中「十年経過日」の下に「（施行日から十年を経過する日をいう。以下同じ。）」を加え、「次の」を「死亡労働者等が十年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第七十二号。以下「令和四年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から令和四年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日の五年前の日から二十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次の」に改める。

第六十二条第一号中「特別遺族年金」を「死亡労働者等が十年経過日から令和四年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつては令和四年改正法の施行の日において、死亡労働者等が令和四年改正法の施行の日の五年前の日から二十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金」に改める。

**附則**

**（施行期日）**

**第一條** この法律は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**

**第二條** 平成二十八年三月二十七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する死亡労働者等に係る新法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。  
（見直し）

**第三條** 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

厚生労働大臣 後藤 茂之  
環境大臣 山口 壯  
内閣総理大臣 岸田 文雄